

令和4年(ワ)第31814号 懲罰取消等請求事件












原告 八木橋健太郎

被告 国

準備書面(4)

令和6年7月5日

東京地方裁判所民事第3部A1イc係 御中

被告指定代理人	輿	水	将	利	
	野	澤	雅	宏	
	古	瀧	孝	明	 代
	五十	嵐	雅	子	 代
	内	城		良	 代
	廣	田	和	俊	 代
	川	崎	洋	史	 代
	堀	川	武	紘	 代
	鈴	木		剛	 代
	関		俊	吾	 代
	浅	野	隆	教	 代

第1	原告の各主張に理由がないこと	3
1	処遇アないしウについて	3
2	処遇エについて	9
3	処遇オについて	10
4	原告準備書面(5)第2の2(2)ケの主張について	15
5	処遇カについて	16
6	処遇キについて	17
第2	処遇ク以降(原告準備書面(5)46ページ以降)について	22

被告は、本書面において、原告の令和6(2024)年3月21日付け準備書面(05)(以下「原告準備書面(5)」という。)における原告の主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語については、本書面で定義するもののほか、従前の例による。

第1 原告の各主張に理由がないこと

1 処遇アないしウについて

(1) 原告の主張

原告は、処遇アないしウについて、原告が獨協病院に入院した令和2年7月16日に、本件センターが同病院医師から「医療上の措置として原告に対し講じる必要がある各種措置ないし遵守事項」の具体的説明や指示を受けていることから、少なくともその翌日の同月17日に本件センターが原告に対し刑事収容施設法62条に基づく措置を講ずべき法的義務があったところ、本件センターは同年8月4日及び13日に措置を講じるまで理由なくその義務を果たさなかった旨主張する(原告準備書面(5)8及び9、14ないし18、20ページ)。

(2) 被告の反論

ア 刑事収容施設法62条1項の「その他の必要な医療上措置」等について

(ア) 刑事収容施設法62条1項の「その他必要な医療上の措置」とは、医療的な判断に従って執られる措置であって、診察(診療、投薬、手術等の治療を行うことや点滴等による栄養補給など)以外のものであるところ、病室に収容することや、安静にさせるなど身体の負担を軽くさせること、病状等に応じて、特別の衣類、寝具、日用品その他の物品を使用させることや、病状に適した食事を配給し、又は病状等を悪化させる自弁に係る食料品等の摂取を許さないことなどがある(逐条解説249及び250ページ)。

(イ) 刑事収容施設法 6 2 条 1 項において同項各号のいずれかに該当する場合には、刑事施設の長は「速やかに」医療上の措置を執るよう規定されている。「その他必要な医療上の措置」を行うに当たっては、刑事施設の長は、医師等による判断に従って行う必要があるとされている(逐条解説 2 5 0 ページ)。

(ウ) 刑事施設は多様な被収容者を収容していることから、個々の被収容者の症状に対し、いかなる医療措置を講じるかという判断は、医師等の補助を受けた刑事施設の長の専門的、技術的判断に基づく合理的裁量に委ねられている(乙 5 4 ・ 3 1 及び 3 2 ページ、乙 5 5 ・ 1 3 及び 1 4 ページ)。

(エ) 刑事収容施設法 6 2 条 3 項に基づき被収容者を外部医療機関に入院させる場合、職員が同行し、被収容者を戒護下に置くのであるから、刑事施設への収容関係が継続していることは当然であり、被収容者であることに変わりはないとされている(逐条解説 2 5 3 ページ)。

イ 本件センターは、令和 2 年 7 月 1 6 日に獨協病院医師から「医療上の措置として原告に対し講じる必要がある各種措置ないし遵守事項」の個別具体的な説明や指示は受けていないこと

(ア) 原告が主張する処遇アないしウに係る措置について、刑事収容施設法 6 2 条 1 項の「その他必要な医療上の措置」に該当するとしても、被告準備書面 (1) (1 0 ページ) で述べたとおり、本件センターは、原告が獨協病院に入院した令和 2 年 7 月 1 6 日、同病院医師から「医療上の措置として原告に対し講じる必要がある各種措置ないし遵守事項」として処遇アないしウの個別具体的な説明や指示は受けていない。

この点、原告は、獨協病院の患者診療録(甲 2 4)等を根拠として本件センターが上記説明を受けた旨も主張する(原告準備書面(5) 8 ページ)。

確かに、甲第 2 4 号証の 5 7 ページには「リーフレットに沿って(中

略)説明する。履物によっては床が滑りやすいため、滑りにくい履物を履いて頂けるように説明し、了承される。」旨の記載があるほか、同号証76ページには「付き添いの刑務官の感染管理と病院での行動について説明する。」との記載もある。

しかし、獨協病院のウェブサイトに掲載されている「入院のご案内」(2024年2月版、乙56)を見ると、「転倒・転落防止について」(同17ページ)として、同病院に入院する患者への一般的な注意事項として「滑りにくい靴を履いてください。」等の記載がなされている。このことからすると、令和2年7月16日当時も、この「入院のご案内」と同様の資料を用いて一般的な説明が行われたものと考えられる(甲24・57ページ)。甲第1号証の令和2年7月16日の記載も「独協医科大学HP入院」とあるだけであり、原告に対して転倒防止のために個別具体的な措置を講じるべき旨の指示があったとの記載がないことからすれば、この時点での説明は、入院する際の一般的な説明だったものといえる。

また、甲第24号証の76ページには「交代人員については、コロナの症状が少しでもあるときは来院せず、すぐに知らせていただくようお願いした。」と記載され、同号証107ページには「当科としては、監視の方が多数であり、新型コロナによる院内感染のリスクを懸念する。」

「監視のため来院する可能性のある職員の方全員に本日から体温測定、チェックリストにかからないような生活をしてくださいとお伝えして欲しいとのお話があった。」と記載されている上、甲第25号証にも「刑務官、同じ職場の人、家族の方の県外・内によらず、いわゆる3蜜(ママ)(換気の悪い空間、多くの人が集まる場所、近距離での密接な会話)を退院まで控えて頂くようお願いいたします。」などと記載されていることからすると、獨協病院から本件センターに対する説明の趣旨は、本件セン

ターの職員が当時流行していた新型コロナウイルス感染症に感染したまま原告の付添業務を実施することで、同感染症が獨協病院内で拡大することを懸念していたものと認められるのであり、原告に対して処遇アないしウの措置を執るべき個別具体的な説明や指示がされたとはいえない。

以上から、本件センターは当時、急性骨髄性白血病である原告に対する医療上の措置ないし遵守事項として、処遇アないしウを執るべき個別具体的な説明や指示は受けたとは認められない。

(イ) また、原告は、令和2年7月13日から同月17日まで原告の付添業務に当たっていた本件センター医務課の准看護師が、原告に対し、原告の疾患及びその治療法等について、「懇切丁寧に説明し診療情報を提供したことは、甲24(57、66及び67頁)のとおりである。」とした上で、同月16日時点で、前記准看護師は、「AML及び同治療に関する留意事項等の知識についても有していたと強く推認できる。」とも主張する(原告準備書面(5)15ページ)。しかし、原告が指摘する甲第24号証の該当部分を見ても、前記准看護師が原告に対して原告の疾患及びその治療法等について説明した旨の記載はなく、原告の主張は前提において誤っている。

さらに、原告は、「施設の保有する原告の診療録には、原告が「外医治療、病院移送等で施設に勤務する医師以外の医師による診療」を受けた場合の個別的な診療の概要、または診療録の写し等が記載され添付されているのであるから、もって施設は、AMLの化学療法のために入院する原告に対して講じるべき医療及び医療上の措置について認識していたといえる。」とも主張する(原告準備書面(5)15及び16ページ)が、甲第1号証の記載を見ても、獨協病院医師から本件センターに対し、急性骨髄性白血病に罹患した原告に処遇アないしウの措置を執るべき説明

や指示があったことはいかなるわけでもない。

(ウ) 以上から原告の主張は理由がない。

ウ 処遇アについて

前記イのとおり、本件センターは、令和2年7月16日に獨協病院医師から、急性骨髄性白血病に罹患した原告に対して、医療上の措置として、歯ブラシの乾燥殺菌用のコップを貸与する必要がある旨の個別具体的な説明や指示を受けていないため、処遇アが国賠法上違法である旨の原告の主張は理由がない。

ところで、本件センターは、その後、原告にコップを貸与しているところ、コップの貸与に係る記録が残っておらず、経緯の詳細は不明であるが、後記エの運動靴貸与に係る対応等からすれば、コップの貸与直前に同病院医師から貸与の指示があり、当該指示に基づき速やかに貸与したものと考えられ、本件センターは、獨協病院医師からの指示を受け、速やかに医療上の措置を執ったものである。

エ 処遇イについて

前記イのとおり、本件センターは、令和2年7月16日に獨協病院から、転倒・転落に関して「履物によっては床が滑りやすいため、滑りにくい履物を履いて頂けるように」(甲24・57ページ)との、獨協病院に入院する患者に対する一般的な説明は受けたものの、獨協病院医師から急性骨髄性白血病に罹患した原告に対する医療上の具体的な措置として、原告へ転落防止用の履物を貸与すべき必要がある旨の個別具体的な説明や指示を受けていないため、処遇イが国賠法上違法である旨の原告の主張は理由がない。

本件センターは、通常、外部医療機関に入院した被収容者に対しては、逃走防止等の保安上の点から踵付きのスリッパを貸与しており(リハビリ等が必要な場合は運動靴も貸与している。)、原告に対しても同日、踵付

きのスリッパを貸与したものである。

その後、本件センターは、同年8月3日に原告の病室に来室した獨協病院医師から、転倒防止のためシューズを原告に使用させるよう要請されたことを受け(乙57・2枚目)、翌4日に原告に運動靴を貸与している(乙58・4枚目)のであるから、同病院医師の指示を受け、速やかに医療上の措置を執っている。

オ 処遇ウについて

前記イのとおり、本件センターは、令和2年7月16日に獨協病院医師から、急性骨髄性白血病に罹患した原告に対する医療上の措置として、原告の頭皮を保護するために調髪及びタオル等を頭に巻く必要がある旨の個別具体的な説明や指示を受けていないため、処遇ウが国賠法上違法である旨の原告の主張は理由がない。

なお、本件センターが、原告にタオルを頭に巻くことを許可した経緯は、同月30日に原告からタオルを頭に巻かせてほしい旨の申出があったことから、衛生上の観点から食事中に限りタオルを頭に巻くことを許可し、書面作成時においては脱毛により支障を来すとは考えにくいことから、様子を見つつ必要があると認める場合には許可する旨原告に伝えたものである(乙59)。

原告は、本件センターが「医学的に誤った措置を執ったことで前頭部に掻破性の出血を生じさせ」(原告準備書面(5)9ページ)と主張しているところ、原告が指摘する甲第15号証の該当部分をみると、「手術中に着用する緑色の帽子を着用するよう原告に指示」(甲15・3ページ)したことを指していると思われるが、何をもって「医学的に誤った措置を執った」と主張しているのか判然としない。

その点をおくとしても、本件センターは、原告に対し、当該帽子の着用を指示した事実はない(乙59)。

さらに、原告は、原告に対する調髪についても本件センターの対応が遅れた旨を主張するようであるが(原告準備書面(5)18ページ)、被告準備書面(1)6ページで述べたとおり、本件センターは、同年8月13日の午前10時10分頃、獨協病院医師から原告に対する調髪の可否について確認されたことから、同日午後2時30分頃、原告の調髪を実施している(乙60・2及び3ページ)。

よって、本件センターは獨協病院医師から調髪の可否について問合せを受けた後、速やかに医療上の措置を執っている。

カ 小括

前記のとおり、本件センターは、処遇アないしウのいずれについても、令和2年7月16日に獨協病院医師から医療上の措置として個別具体的な説明や指示を受けてはいなかったところ、その後の同病院医師からの指示等を踏まえ、本件センターが速やかに各処遇を執ったのであり、職務上の法的義務に違背したとはいえない。

2 処遇エについて

(1) 原告の主張

原告は、獨協病院入院時に本件センター職員が自身の足を素手で数回指圧した上、洗浄消毒をしなかった行為があったことから、感染症予防について相当の対策を講じるべき注意義務違反が明らかであると主張する(原告準備書面(5)9、14ないし16、18及び19ページ)。

(2) 被告の反論

被告準備書面(1)(6及び7ページ)で述べたとおり、当時勤務していた職員が自身の足を素手で数回指圧したことは認めるが、靴下を脱いだという事実はない。なお、当時は新型コロナウイルス感染症の流行期でもあり、本件センター職員は、獨協病院のルールに従い、入室前的手指消毒を徹底していた。

そもそも原告は「原告に感染症予防について相当の対策を講じる必要がある」という法的義務に違反している」旨主張するが(原告準備書面(5)19ページ)、注意義務の内容が一般的抽象的であり、その主張は理由がない。

また、原告が入室していた病室は一般病棟であり、クリーンルームではないところ、原告は病室のベッドに医療用のアイソレーターが設置されており、クリーンルームと同等の状態であった旨も主張する(原告準備書面(5)9ページ)。

クリーンルームは、通常、空気の流れ、圧力、湿度及び温度が最適化され、壁、床、天井は滑らかで清掃が容易な材料で作られ、隙間がなく塵や微生物が集まりにくい構造となっており、高効率の空気清浄フィルターも設置され、外部からの汚染を防ぐ設計となっている(乙61)。一方、原告の病室にはアイソレーターが設置されていたようであるが、アイソレーターは空気中の微生物を取り除き、感染のリスクを下げることを目的として設置されているものの、完全な無菌室といえるかは不明である。

さらに、当時、原告の病室には、本件センター職員や面会に訪れた親族が感染症予防のため手指消毒等を行いつつも入室していたこと、医療関係者等も通常の病室と同様に入退室を繰り返していたこと、原告本人も本件センターから滅菌消毒等することなく持参した信書等を見ていたことからすれば、原告の病室がクリーンルームと同等の状態であるなどという原告の主張には理由がない。

3 処遇オについて

(1) 原告の主張の要旨

原告は、①刑事収容施設法69条及び70条の趣旨に照らし合理性を欠き、被告が処遇オの根拠とする刑事収容施設法48条1項は自弁書籍等の閲覧制限を想定していない、②入院先の病室は保管私物を保管すべき場所ではないとの被告の主張には根拠がなく、一般に病室に保管私物を保管させるための

設備がないとの被告の主張は論理が破綻している、③入院中の被収容者の保管私物を職員が保管する根拠がないとの被告の主張も論理が破綻しているなどと主張した上で、本件センターは原告の申出に応じ、自弁書籍の閲覧を許可すべき法的義務が存在するのは明らかである旨主張する(原告準備書面(5)9、10、20ないし34ページ)。

(2) 被告の反論

ア 処遇才が刑事収容施設法69条及び70条の趣旨に照らし合理性を欠き、刑事収容施設法48条1項が書籍等の閲覧制限を想定していないとの原告の主張に理由がないこと

(7) 被告準備書面(1)(11ページ)で述べたとおり、刑事収容施設法48条1項において、刑事施設の長は法務省令で定めるところにより、保管私物(被収容者が同法47条1項の規定により引渡しを受けて保管する物品及び被収容者が受けた信書でその保管するもの)の保管方法について「刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。」とされており、具体的には「刑事施設の長が指定する居室内又は居室外の棚、容器その他の保管設備に保管させるもの」とされている(施行規則19条)。また、保管私物は刑事施設の長が指定する保管設備に保管しなければならないとされている(逐条解説186ページ)。

また、通達(甲38・1枚目)において、被収容者の保管私物は居室内の保管設備に保管させることを原則とするものとされている。

(i) ところで、刑事収容施設法69条は、書籍等の閲覧が憲法上の知る権利に関わり、受刑者の改善更生や円滑な社会復帰に資するものであることから、原則として、被収容者の閲覧の自由を保障するものであるが、刑事収容施設の性質上、同条があらゆる日時、場所、態様による閲覧の自由を保障していると解することはできず、例えば、矯正処遇等が実施される時間帯に閲覧の自由が認められるものではないとされている(逐

条解説290ページ、乙62・8ページ)。

そこで、これを本件についてみると、原告は、令和2年8月27日付けで、本件センターの原告の居室で保管していた自弁書籍「甲の薬は乙の毒」及び「悪徳の輪舞曲」の2点(以下「自弁書籍2点」という。)を、前橋病院で閲覧したい旨の出願をした(乙63・5枚目)。しかし、前記(ア)のとおり、被収容者の保管私物は居室内の保管設備に保管すべきこととされており、原告についてもこれと異なるところはなかったところ、原告は前橋病院に入院し、それがために刑事収容施設内の保管私物を自ら管理使用(閲覧)することができない状況となったにすぎないのであるから、原告が自弁書籍を閲覧できないこととなっても、それは当然の事理にすぎず、これを超えて、刑事施設収容法69条ないし70条が、刑事施設の長又は職員に対し、原告に対して自弁書籍等を閲覧することができるようすべき何かしらの措置を執ることまでをも法的義務として課していると解すべき根拠もない。

したがって、かかる場合についてまで原告に絶対的に自弁書籍の閲覧をさせなければならないものとはいえないのであって、原告の上記出願を認めないとした措置は正当であり、原告の主張は理由がない。

むしろ、本件センター長は、原告が、令和2年7月13日、獨協病院における各種検査の結果、急性骨髄性白血病であるとの診断がされ、休養して加療の必要を認める旨の診察結果及び重症指定相当との所見を受けたことから、原告に対し休養患者として加療が必要と判断し、同月14日、原告を重症指定とした(乙64、乙65、甲10・7枚目)。

休養患者とは、医療上の必要により、作業、教科、職業の補導等の通常の日課を停止させて専ら治療又は治療のための処遇を受けさせる措置を講じた者をいうところ(甲35・1枚目)、休養患者に対する措置は、

休養患者が安静にすべき立場にあることに鑑み、横臥させて安静を保つことを重要視し、療養に専念させることで健康と体力の回復を図り、刑務作業への早期復帰を実現されるためのものであると解される(乙66・27ページ)。

本件センターは、以上の観点を踏まえ、原告からの上記出願に対し、令和2年9月2日、原告の病室は狭小であること、病室内には本件センター長が指定する保管設備が備えられておらず、常に紛失等のおそれがあること、本件センターの原告居室内に保管されている書籍等を職員が持ち出すなどすることで「汚れた」「破れた」などの原告からのクレームにも繋がりがねないこと、自弁書籍2点は余暇時間に閲読するための書籍であり、緊急性も認められないこと等をも総合的に勘案し、前橋病院入院中の閲覧を認めなかった(乙63。以下「本件閲覧制限」という。)ものであって、かかる措置に何ら不合理な点は見いだされない。

(ウ) よって、本件閲覧制限は正当な理由に基づくものであり、原告の主張は理由がない。

イ 入院先の病室は保管私物を保管すべき場所ではなく、一般に病室に保管私物を保管させるための設備はないこと

(ア) 原告は、入院先の病室が保管私物を保管すべき場所ではない旨の規定は見当たらないこと、外泊中の保管私物の保管方法に関する例外規定は設けられていないこと、原告の入院中において、ベッドの傍らに設置されたロッカーやスーツケース内での保管が認められていたことからすれば被告の主張には理由がない旨主張するほか、病室にロッカーなどの保管設備があることからすれば、一般に病室に保管設備がないとの被告の主張は論理破綻しているなどと主張する(原告準備書面(5)27ないし30ページ)。

(イ) しかしながら、前記アのとおり、刑事収容施設法62条3項に基づき

被収容者を外部医療機関に入院させる場合、職員が同行し、被収容者を戒護下に置くのであるから、刑事施設への収容関係が継続しており(逐条解説252及び253ページ)、保管私物の保管方法についても、刑事施設の長は法務省令で定めるところによって、「刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。」のであって、病室内にロッカーなどの保管設備があるからといって、当然に保管私物の保管場所があるというものではないから、原告の主張は前提を誤っている。なお、飽くまで被収容者を外部医療機関に入院させることは、入院治療の間の暫定的措置にすぎないのであるから、保管私物の紛失・き損を防止するなどの観点から、指定された保管場所を病室内に変更しなかったとしてもそのような対応は不合理ではないのであり、刑事施設の長がそのような措置を執るべき法的義務があるともいえず、原告の上記主張がそのような措置を執るべきことをいう趣旨だったとしても、上記主張は理由がない。

(ウ) また、本件センターは、原告の前橋病院の入院時に、本件センターが準備したスーツケースやベッドの傍らに設置されたロッカーで保管していた保管私物の使用を認めたが、これは、原告が、令和2年9月25日付け、同年10月6日付け及び同月13日付け願箋にて、申出許可日から退院時又は訴訟終結時までの必要な期間において、別件訴訟手続に係る書類の作成や立証方法等の参考とするために必要な判例六法等の書籍等の保管私物の使用を求める旨の出願があり、個別にこれを認めたことによるものである(乙67及び乙68)。

本件センターは、外部医療機関に入院中の原告に保管私物の全部を所持させることは相当ではないものの、原告の別件民事訴訟が継続していたこと等の理由から、原告の権利の保護や緊急性等を鑑み、判例六法等の保管私物の使用を個別に認め、その際、使用を認めた保管私物が相当数に登ったことから本件センターが準備したスーツケースやベッドの傍

らに設置されたロッカーにおいて保管し、原告に使用させていたにすぎないのであって、病室が保管私物の保管場所であることを理由に認めたものではない。

以上のとおり、本件センターは、原告の申出に対し個別具体的に検討の上、対応したものであり、原告の主張は理由がない。

ウ 入院中の被收容者に対する信書は本件センター職員が病室で保管することとされていること

(ア) 原告は、原告が入院中に交付された信書及びその他の文書につき、職員が病室の枕頭台で保管・管理していたことからすれば、職員が保管する根拠がないとの被告の主張は論理破綻しているなどと主張する(原告準備書面(5)9、10、30及び31ページ)。

(イ) しかし、病院移送中の受信書の交付要領及び保管要領等を定めた「病院移送時の勤務要領について」(乙69)によれば、入院中の被收容者に対する信書は、被收容者が閲読した後、本件センター職員が受信収納袋に保管・施錠し、被收容者が退院するまで病室内に保管することとされている(乙69・7枚目)。

よって、本件センター職員が病室内で信書等を保管していたことと、自弁書籍については職員が保管する根拠がないとの被告の主張との間には何ら矛盾はない。

4 原告準備書面(5)第2の2(2)ケの主張について

(1) 原告の主張

原告は、令和2年8月14日頃、閲覧の許可を得て保管私物として本件センターの原告居室に保管されていた原告の実子の写真(以下「本件写真」という。)を病室で閲覧したい旨の閲覧・所持許可願を提出したが、本件センターが不許可としたことで、憲法により保障された権利を不当に侵害され、精神的苦痛を被ったことから、国賠法上違法であり、慰謝料の支払を求める

旨主張する(原告準備書面(5)34及び35ページ)。

(2) 被告の反論

ア 原告の上記主張は、従前されていなかった新たな事実関係を原因とするもので、本件写真の閲覧・所持許可願を不許可としたことが国賠法上違法となるか否かが争点となるものであり、従前の訴えとは争点が異なり、訴訟資料・証拠資料の利用可能性もなく、利益主張が社会生活上同一又は一連の紛争に関するものとみられないから「請求の基礎に変更がない限り」(民事訴訟法143条1項)に該当しないことは明らかである。

したがって、原告の上記主張は許されない。

イ 上記アの点をおいても、前記3で述べたとおり、刑事施設内の指定された保管場所に保管されていた自弁書籍等(文書図画も含まれる。刑事収容施設法33条1項5号参照)について、刑事施設の長ないし職員が、外部の病院に入院中の原告に閲覧をさせるべき措置を執るべき法的義務はないというべきであるから、原告の上記主張も理由がない。

5 処遇力について

(1) 原告の主張

原告は、本件センターには信書の発受について速やかに処理すべき職務上の注意義務が存在しているところ、本件信書の交付には3週間を要しており、上訴権を消滅させるような法律上の利益の侵害を招くような事案であること、本件センターからの謝罪は書面を読み上げただけのものであること、別件訴訟における期日対応のための往復の郵送代という経済的損失を被り精神的苦痛を受けたなどと主張する(原告準備書面(5)10、35ないし40ページ)。

(2) 被告の反論

当該主張に対する反論は、既に被告準備書面(1)(7、11ないし12ページ)で述べたとおりである。

この点、原告は上記のとおり主張するが、原告準備書面(5)(40ページ)における原告の主張を踏まえても、本件信書の交付遅延によって、上訴権が実際に消滅したものではなく、これがために経済的損失を生じたとも認め難い。

また、原告は、本件センターからの謝罪は書面を読み上げただけのものであると述べるが、被告準備書面(1)(12ページ)で述べたとおり、本件センターは本件発覚直後、直ちに原告に信書の交付及び謝罪を行っているものであり、原告はそれに対し「分かりました。」と述べ、不満を口にすることもなかった(乙70)。

以上の点に照らせば、上記被告準備書面で述べたとおり、金銭賠償を必要とする程度に原告に明確な精神的苦痛を生じさせたなどとは認められないのであり、原告の主張には理由はない。

6 処遇キについて

(1) 原告の主張

原告は、①本件センターが、令和3年3月12日以降、前橋病院より、退院後の原告に講じる必要がある措置等について説明を受けていたのに、本件センターが原告に同日から同月14日までの間、必要な処方薬を服用させなかったため、不信感を抱き、医療行為を拒んだこと、②原告が刑事収容施設法62条1項ただし書に基づき白血球の血液像の検査に係る採血を拒否し、また同月18日時点で原告に対する治療及び今後の経過観察は不要なことが明らかであったにもかかわらず、原告を誤信させ、虚偽の内容をカルテ等の公文書に記載することで原告の同意を得られたかのように装った上で、同月30日に採血した原告の血液検体を目的範囲外である白血球の血液像の検査に供し、同検査結果を無断で前橋病院に開示したこと、③本件センターが、同月12日、前橋病院より、原告には横臥の必要がない旨の説明を受けていたにもかかわらず、同日から同年5月6日までの間、原告に対して横臥を義

務付けたこと、④本件センターが、同年3月16日から同年4月11日の間、原告に対し、投薬の必要がなくなった処方薬の服用を漫然と指示し続けたことからすれば、本件センターの措置は国賠法上違法である旨主張する(原告準備書面(5)10、11、41ないし46ページ)。

(2) 被告の反論

ア 本件センターは前橋病院から前橋病院退院後に原告に対し講じる必要がある措置等の説明を受けていないこと

(7) 本件センターは、前橋病院から、退院後の原告に対し処方する必要がある処方薬(甲1・16枚目)については伝えられたものの、原告準備書面(5)41ページにおいて原告が主張する、刻み食を提供する必要があること、運動・リハビリをすること及び横臥の必要はないことといった原告に対し講ずる必要がある措置等については説明を受けていない。この点、同病院の診療録(甲26)にも本件センターに原告が主張するような説明をした旨の記載はない。したがって、原告の主張は根拠を欠くものであり失当である。

なお、本件センターは原告が同病院を退院した令和3年3月12日以降、同病院から伝えられた処方(甲1・16枚目)に従い処方薬を準備し、原告に服用を勧めたものの原告が服用を拒否したことは、被告準備書面(1)(12ページ)で述べたとおりである。

(i) この点、同病院が作成したと思われる栄養管理計画書(甲27)には、「食事内容」欄の「留意事項」として「一口きざみ」と記載されているが、本件センターは同計画書を受領しておらず、同計画書も原告の主張を裏付けるものではない。

イ 本件センターが令和3年3月30日に原告に対し実施した採血及びその検査結果を前橋病院に提供したことに違法性はないこと

(7) 刑事収容施設法62条1項ただし書の趣旨は、負傷し、若しくは疾病

にかかった場合又はこれらの疑いがある場合であっても、それだけで被収容者の意思に反して診療等を強制できるものではないが、負傷又は疾病により被収容者の生命に危険が及ぶおそれがある場合は、被収容者の意思に反してでも診療等を行うべきであるというところにある(逐条解説248ページ)とされている。

- (イ) また、刑事施設における被収容者に対する医療上の措置は、刑事施設の責任及び費用負担により行われるものであって、通常の診療契約に基づく診療とは異なる側面を有しており、被収容者については公権力をもってその行動が制約され、いわゆる医療に関する自己決定権も制約されるのであるから、刑事施設以外における場合とは異なり、刑事施設内においては、患者である被収容者の望むとおりの医療行為が必ず実施されることまで保障されているわけではなく(被告準備書面(3)6及び7ページ)、被収容者が傷病を訴え、医師による診察を求めた場合に求めたとおりの医療上の措置が講じられなかったとしても、そのことのみをもって直ちに当該措置が違法であるということはできないというべきである。

その上で、刑事収容施設法62条2項の「傷病の種類又は程度等に応じ必要と認めるとき」の判断が、医学的知見に基づく専門的なものであることに照らすと、この判断は、医師等の補助を受けた刑事施設の長の合理的な裁量に委ねられているといえる(乙54・31及び32ページ、乙55・13及び14ページ)。

- (ウ) 原告は、急性骨髄性白血病に罹患し、前橋病院に入院して治療を受けていたものであるところ、同病院退院時、本件センターは、同病院医師から原告の血球がまだ少ないため週1回程度血算チェックを行い、その結果を回送するよう依頼されていた(乙35)。

また、原告は、当時、急性骨髄性白血病の寛解直後であり(甲30)、

また、それまでも外部医療機関に入退院を繰り返していたことからして、「疾病により被収容者の生命に危険が及ぶおそれ」があった。

したがって、上記(ア)に照らし、本件センターの裁量により検査結果を前橋病院へ提供したとしても、かかる措置は違法となるものではない。

(イ) 原告は、令和3年3月30日に実施した定期健康診断において、「採血自体には(条件付きで)同意したが、白血球の血液像の検査に使用する分の採血をしたことに同意がなかった」と主張するが(原告準備書面(5)43ページ)、そのような事実は認められない。むしろ、診療録(甲1・19枚目)の記載からすれば、原告が同日の採血の内容を理解した上、同意していたことは明らかである(甲1)。

さらに、原告は、採血の「所定量」とは、施行規則29条及び訓令3293号(甲10)9条の規定に基づき、急性骨髄性白血病に罹患しておらず、またそのおそれのない者に対して通常実施する検査における血算項目に必要な採血量のことを指し、その所定量に加え白血球の血液像の検査を行うに当たってはスピッツ(真空採血管)おおむね1本分の検体が必要であると主張するが(同43及び44ページ)、その根拠については明らかでなく、他方、原告に対する採血が必要範囲を超えるものであることをうかがわせる証拠もないから、同主張には理由がない。

ウ 原告に対し横臥を指示したことに違法はないこと

(ア) 原告は、本件センターが原告に対し、令和3年3月12日から同年5月6日までの間、前橋病院から横臥の必要がない旨の説明を受けていたにもかかわらず、原告に対して横臥を義務付けた旨主張するが(原告準備書面(5)44ページ)、前記アのとおり、本件センターは同病院から原告について横臥の必要がない旨の説明を受けていない。

(イ) 本件センター長は、令和2年7月14日、原告が急性骨髄性白血病と診断されたことを受け、原告を重症指定として、休養患者として処遇す

ることとし、原告が前橋病院を退院した令和3年3月12日から本件センター医師により休養解除が相当と判断される同年5月6日までの間、休養患者として処遇していたものである(乙71)ところ、休養患者に対する処遇は、「布団(ベッドを含む。以下同じ。)に横がさせる。」(乙72・2枚目)とされている上、原告が「医師の診断により、横がさせる必要がないと認められる者」(乙72・2枚目)に該当しないことから、本件センターは、原告に対して横臥の指示をしたものであり、かかる指示に何ら違法はない。

(ウ) 原告は、令和3年3月22日からは戸外運動が認められた旨も主張する(原告準備書面(5)44ページ)。しかし、刑事収容施設法57条は、被収容者に適切な運動を行う機会を与えなければならない旨規定するところ、本件センターにおいては、「運動が許可されている休養患者等については、病棟又は各区単独運動場で実施させる。」とされており(乙72・3枚目)、休養患者に対しても戸外運動を認めることが前提となっていることからすれば、戸外運動を認められたからといって横臥を義務付ける法的根拠はないとの原告の主張には理由がない。

エ 原告に対し投薬の必要がなくなった処方薬の服用を漫然と指示し続けた事実はないこと

原告は、本件センターが、原告に対し、令和3年3月16日から同年4月11日までの間、投薬の必要がなくなった処方薬(レボフロキサシン)の服用を漫然と指示し続けた旨主張するが(原告準備書面(5)44及び45ページ)、本件センターは、前記アで述べたとおり、前橋病院から伝えられた処方に基づき同年3月12日以降、原告にレボフロキサシンを含めた処方薬を服用するよう勧めたものであり、同年4月11日までの間、本件センターは、本件センター医師等から原告に対するレボフロキサシンの服用を中止する指示等は受けていない。

そもそも処方薬は、医師が患者の病状等に合わせて処方されるものであるところ、原告のいう投薬の必要がなくなった処方薬(レボフロキサシン)は、いつ誰が投薬の必要がない旨を判断したのか判然とせず、原告の主張は理由がない。

第2 処遇ク以降(原告準備書面(5)46ページ以降)について

引き続き、事実関係を確認の上、追って主張する。

以 上